

第7回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和3年3月26日（金）			
開催時刻		13時05分 開会 15時15分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3階 大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者9名 欠席者1名			
議席 番号	氏名	摘 要	議席 番号	氏名	摘 要
1番	伊波 正景	出	6番	知花 勝也	出
2番	屋宜 清	欠	7番	知花 竜	出
3番	上地 和豊	出	8番	知花 毅	出
4番	與久田 一徳	出	9番	真栄田 武	出
5番	比嘉 健二	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者7名 欠席者1名		
氏名		摘 要	氏名		摘 要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		出
比嘉 光雄		欠	江田 守恭		出
議事録署名委員		4番 與久田 一徳 5番 比嘉 健二			
事務局職員		局長 宇根 雄司 係長 當山 元進			
議事参与者					

議事日程

日程1	会議録署名委員の指名について
日程2	会期の決定について
日程3	会長諸般の報告
日程4	報告3号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第17号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程8	議案第18号 非農地証明願いについて
日程9	議案第19号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について
日程10	議案第20号 下限面積（別段の面積）の設定について
日程11	承認第1号 事務局職員の任務を解くことについて（宇根 雄司）
日程12	承認第2号 事務局職員の任命について（新垣 功）
日程13	承認第3号 事務局職員の任命について（山内 達也）

議長	これより第7回読谷村農業委員会総会を始めます。 — 日程1. 会議録署名委員の指名について — — 日程2. 会期の決定について — — 日程3. 会長諸般の報告 —
事務局	報告第3号 農地転用許可指令の接受について報告
議長	ただいま事務局より報告がありました。これは報告ですので、質疑がなければ進行したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「はい」の声あり)
議長	次に、日程5の議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について説明
議長	事務局より、ただいま説明がありました。借受人が同一でありますので、一括審議を行います。ご意見があればお願いいたします。
委員(7番)	7番、知花 竜です。一括審議ということで1、2、3のブースでやります。こちらのほうは現地調査もし、基準適合表もクリアしていますので、営農計画も既に出されています。また隣接する土地にドラゴンフルーツも実際に植えられていますので、何ら問題ないと思います。許可相当だと思います。
議長	地区担当のほうからは許可相当のご意見ですが、ほかの委員からのご質疑がありましたらお願いしたいと思います。 (「進行」の声あり)
議長	進行したいと思います。質疑がないようですので、採決に入ります。受付番号1番については、許可で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番については許可で決定します。
続いて、受付番号2番について、採決に入ります。受付番号2番についても許可で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可で決定します。
続いて、受付番号3番について、採決に入ります。受付番号3番についても許可で決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番は許可で決定します。
次に日程6の議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請について説明

議長

ただいま事務局より説明がありました。受付番号順に採決を行ってまいりたいと思いますが、まず受付番号の1番について、地区担当者のほうからのご意見をお願いしたいと思います。

推進委員
(上地)

楚辺の上地です。これは第1種低層住居専用地域になっておりまして、すぐ隣ですね、適合表にあるとおり、許可相当と思います。

議長

地区担当の意見は許可相当のご意見であります。ほかの委員からのご質疑。

議長

ほかにご意見ありますか。なければ進行してよろしいですか。

(「進行」の声あり)

議長

それでは受付番号1番について、許可相当で審査することにご異

議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 1 番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号 2 番の審議に入ります。地区担当者のご意見を願いいたします。

推進委員
（江田）

航空写真が 3 ページのほうに、お願いします。先ほど現地の皆さんに確認していただいたんですけれども、土地の利用としては問題ないのかなとは思いますが、500平米を超えているというのと、許可基準適合表ですね、500平米を超えていると言うんですが、そういった必要な手続がなされていないということで×がついております。なので現時点では不許可相当かなと思います。既に手をつけられているところがあったので。

事務局

ちょっと補足させてください。現場を見たときに駐車場として既に使われていたので、委員の中からこれは何かしらの顛末書をつけたほうがいいのかという意見がありました。そういうことも付け加えさせてください。

議長

今地区担当者のほうからは面積が500平米を超えていることもあって、また許可基準適合表でクリアされていないということで、不許可のご意見であります。ほかの委員からのご質疑がありましたら、お願いしたいと思います。なければ進行していいですか。

（「進行」の声あり）

議長

それでは受付番号 2 番については、不許可相当で進達することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 2 番については不許可相当で進達する

推進委員
(比嘉豊)

ことに決定しました。

次に受付番号3番の審議に入ります。地区担当者のご意見をお願いいたします。

比嘉です。受付番号3番は航空写真4ページ、ごらんになってください。現地調査も行ったのですが、既に着工されているのですが、手続の文書はもらっているのかなと。

事務局

顛末書はもらっていると思います。本人いわく許可が必要とってなかった。最初、豊彦委員から現場に行ってみようということで、現場に行ったときにお話をして、ここは必要だから出すように言ってくださいということ…、すみません、出ていますね。顛末書、着工してしまったということですね。申し訳ありませんということが出ております。

推進委員
(比嘉豊)

顛末書も出ているということで、基準適合表も問題ないので、許可相当でお願いします。

議長

今地区担当者のご意見は、許可基準適合表もクリアをして何も問題ないということで許可相当のご意見であります。ほかに委員からのご質疑がありましたら、お願いしたいと思います。

委員(8番)

これは例えば事前にこういうふうに着工されていたり、例えば顛末書が来るまでの、何かの農業委員会の意思表示として警告を看板を立てるとか、何とかそういうふうな手だては講じられないのですか。既に現地に行ったら保育園の駐車場ですよ、ある意味、公益性が高い施設ですよ。それに造成工事もされているということで、逆に開発行為の申請も出ていないから、これは基準適合表からも駄目ですよというふうになるんですね。

現況は破壊されてやられているものですから、それに対しては顛末書だけでいいのか。何らかのここからの意思表示としての警告を発するような、そういう処分の仕方というのはないのですか。

事務局

なかなか申請が上がっているということで、確かに本来違反しているということで、何も申請が出せないときは、例えば農地法違反

	という看板を立てるということはやっています。ただ、申請をして許可をもらうことで、それが是正されるということで、今後気をつけますという形で、申請人から出ているというときは特に看板を立てるとか、そういったことはやってはいなかったのです。
事務局	知花委員の質問は古堅の保育園の駐車場と個人のもの、2つあるんですけども、古堅については既に現場が動かされているということなんですよね。波平については盛土はされているんですけども、それ以上は動いていない。
委員（8番）	今日は動いていた。
事務局	両方本来看板です。私は現場を見ていないので。盛土ぐらいだったら、例えば畑の機能を向上させるために土を入れたのかとか、分からない部分がありますけれども、現場が動いて職人が入っているということであれば、これは明らかに許可が下りる前に現場を動かしていますから、農地法違反ですから、まず口頭で注意します。それでも聞かないで現場が動くなら、看板を打ちますという二本立てです。
委員（8番）	過去にはありますよね。
事務局	あります。ですからこれはすぐ申請人に農業委員全て見ているので、現場、今止めなさいというふうな口頭指導をして、それでも動くようでしたら看板です。
委員（8番）	先ほど比嘉委員が届けられているよというのは日付。
事務局	顛末書は申請期間中に出ています。ですから5日から10日の間には出ています。ただ、その後に現場が動いているわけですよね。ですからこれは代理人を通して、施主には今現場は動かしたら農地法違反になるので、現場を止めなさいと言う指導は事務局からやります。よろしいですか。
委員（8番）	指導だけね。

事務局

もちろん。それを農地法違反で県まで告発するというまではしません。ただ、指導して現場がずっと動くようでしたら、それなりの農地法違反の手続を踏んでいかないといけないと思います。

議長

ほかにご質疑、ご意見があったらお願いします。今地区担当者のほうからは許可相当のご意見であります。その後いろんな委員からも質疑もありましたけれども、実際現場を見て、駐車場も手が入っているような感じはしたけれども、書類上は何ら問題はなく、顛末書も出されているということです。地区担当者のご意見でいいかなと思いますけれども、ほか意見がなければ採決に入ってよろしいですか。

（「はい」の声あり）

議長

それでは審議を打ち切りまして、採決に入りたいと思います。受付番号3番については、許可相当で進達することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号3番については許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号4番の審議に入ります。地区担当者のご意見を願いたいします。

推進委員
（比嘉豊）

比嘉です。受付番号4番は現地調査も行いまして、墓地地域だけでして、前回も同じ土地が一体で560平米を超えているんですが、今審査中となっていますが、これは業者と調整するということで、いずれは許可が下りるということ。

事務局

審査するときにとりあえず出しておいて、後から修正というパターンもあるんですけども、こちらのは書類が揃っていて、ただ、都市計画課のほうで業務が今忙しくて、ちょっと進め切れていないので、まだ結論は出せていない。回答が出せていないという状

	態ですということでしたので、書類はそろっているということでした。あとは順次できてくるという状態だと思います。
推進委員 (比嘉豊)	分かりました。基準適合表も問題なく通るということですので、許可相当をお願いします。
議長	ただいまの受付番号4番については、地区担当者のほうからは許可相当のご意見であります。ほかに委員からのご質疑がありましたら、お願いしたいと思います。 (「なし」の声あり)
議長	なければ進行したいと思います。それでは審議を打ち切り、採決に入りたいと思います。受付番号4番については許可相当で進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号4番については許可相当で進達することに決定しました。 次に日程7の議案第17号 農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第17号 農地転用事業計画変更承認申請について説明
議長	ただいま事務局より説明がありました。これについて委員からの質疑等がありましたら、お願いしたいと思います。
推進委員 (知花)	これは事務局が指導して変更させたという、そういうふうな中身ですか。役場との関係があるんですか。申請者独自の判断でこういうふうにして変更しますというふうな形ですか。その出方というのは、これは農業委員会としても、どういうふうに指示しなさいというふうな形のものは言えるんですか。
事務局	まず、この土地は、当初位置指定道路の計画で協議していまし

て、開発の見込みがあるということで一旦許可を受けたんですけれども、結論としては位置指定では村の開発条例に基づいた、こちらの適用除外というものは位置指定ではできないという結論になったそうです。そうすると占用道路に変更して、村の協議を進めていくと、村との調整で進めていくということになりました。

そのときに沖縄県に確認したときに、位置指定が占用道路に変わるといような場合も事業計画変更が必要なんですかと聞いたときに、図面ですね、先ほどお配りした、こういった形で図面のほうを見ていただきたいんですけれども、当初上の計画でやっていました。それが下の計画になりました。一見同じような形ですけれども、よくよく見ると各土地の区割りの形状、面積が少し変わっております。そのような区割りの面積の変更と、あと道路が位置指定道路と占用道路では構造が違ふということの場合は、県としては事業計画の変更にあたるという判断になるということでしたので、このことも事業者にお伝えして、今回事業計画の変更申請となっております。

委員（８番）

この下の色が付いて、それからここに網目がかかっているのがありますよね。これは何ですか。逆にこれだと、ある程度これは道路計画では道路と指定というふうな形になっているんだけど、道路側の区画が減少しますよね。

事務局

当初の計画では道は途中で止まっている計画になっています。それが次の計画では道としてはオレンジのところまで止まるんですけれども、上のほうに道として使えるように何も工作物を、網目がかかっているところは工作物や固定物は置かずに道として使えるような計画になっている。

委員（８番）

これはこれだけの規模からすると共同住宅の後ろに対策をしなければいけないという、その条件が…。

事務局

たしか村のほうで奥のところまで道が通れるようにしてほしいというのは、村の都市計画課のほうからの要望があったというふうに聞いています。

推進委員

そういうふうなものが村で要望したということでは大変いいと思

(知花)

います。当初計画では里道のほうには車を止める駐車スペースというのがありまして、絵が描かれているものだから、今事務局から説明したように赤い部分から本体側の里道まで通れるような形でしてほしいということでやったものだから、そういうふうな形ですということですね。ぜひそういうふうにして、私もしてもらいたかったんです。というのは、この近くで開発行為をして、せっかく里道の青いところから相当な面積を無駄になっているスペースがあるんです。遮断してしまって、丸正とか、波平県営団地の子供たちが通学路として通れないような実態が、通れることは通れるけれども、非常にいびつな形で処理されている。これが通ると波平県営団地とか、そこらあたり読谷小学校へ通う子供たちが通りやすい。というのはこの奥の消防の前までは車はひっきりなしに通って、子供たちの送り迎えで朝夕、非常に危ない、危険な場所なんです。そういう形で村のほうが指導し、そしてそういう計画変更をされていることに関しては非常にいいなというふうに思います。

委員（８番）

問題は個人の進入路とした場合に、この所有権、これは本人に属する形になるのか、どうなのか。例えば道路指定だったら公衆道路としてなるんだけど、この進入路として、個人の財産になった場合に、ここら辺新たな問題が出てくる可能性もあるんだけど、ここら辺を確認したい。

事務局

そこまではちょっと事務局としてはやっていないです。

委員（８番）

土地利用としては、そういうふうに二本構成のものと、里道と接続して一体的な道路の利用ができるということ、先ほど比嘉さんが言っていたことに私も賛成ではあるんです。ただ、そこら辺の、また個人の進入路とした場合に、これが個人の敷地として位置づけられた場合、実際また何かあった場合に、ここを閉じるとか、そういう問題に発展する可能性もあるわけなんです。実際は道路指定になったら、逆に言えば公共性の高い、非常に公共性が高いものだから、ここら辺の問題は調整しているということだから、それでいいのかもしれないですが、そこら辺はちょっとまた、底地権利関係については、ちょっと担当間で確認をしていただきたいなと思います。

議長

ほかに何かご質疑ありますか。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声がありますので、質疑を打ち切りまして、進行したいと思います。令和3年1月に許可は下りている案件ですので、特に問題はないと思われますので、承認相当で進達することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番については承認相当で進達することに決定しました。

次に日程8の議案第18号 非農地証明願いについてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第18号 非農地証明願いについて説明

議長

ただいま事務局から説明がありましたので、受付番号順に審議に入っていきたいと思います。まず、1番の件について地区担当者のほうからの説明をお願いしたいと思います。

委員(1番)

1番、伊波です。地図の7ページをごらんください。ここは入り口もなく、コーラル地帯で荒地で、農業ができるような跡地ではないと思いますので、許可相当をお願いします。

議長

ただいま地区担当者のほうからは証明相当のご意見ですが、ほかの委員からご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

(「進行」の声あり)

議長

進行したいと思います。それでは質疑を打ち切りして、採決に入ります。受付番号1番は証明相当で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 1 番については、証明相当で決定したいと思います。

次に受付番号 2 番の審議に入ります。地区担当者のご意見を願いたいいたします。

推進委員
（仲村渠）

仲村渠です。地図の 8 ページ、お開きください。先ほどの現地確認もしたんですが、この畑は何十年も前から木が生い茂っている状態でありましたので、畑ができる状態ではないと思いますので、証明相当でいいかと思います。

議長

ありがとうございました。ほかの委員からのご質疑をお願いしたいと思います。なければ進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長

質疑を打ち切りまして、採決に入ります。受付番号 2 番は証明相当で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号 2 番については証明相当で決定しました。

次に受付番号 3 番の審議に入ります。地区担当者のご意見を願いたいいたします。

委員（9 番）

9 番、真栄田です。議長、これは 3、4、5、1 筆に見える形なので、一緒にしてよろしいですか。現地を確認したところ、この土地は準工業地域にあり、周囲が宅地化されて、なお、この土地は飛び地になっているということで、有効利用をするためにも農地を外して、証明相当で進達したほうがいいのではないかなと思います。

議長

ほかの委員からのご質疑がありましたらお願いしたいと思いま

す。

(「進行」の声あり)

議長

進行します。それでは質疑を打ち切りまして、採決に入ります。
受付番号3番は証明相当で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号3番については証明相当で決定しました。

次に受付番号4番の審議に入ります。受付番号4番についても証明相当で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番についても証明相当で決定しました。

次に受付番号5番の審議に入ります。これも地区担当者からは証明相当のご意見でしたので、証明相当で決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号5番についても証明相当で決定したいと思えます。

次に受付番号6番の審議に入ります。6番についても証明相当で決定してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

受付番号6番は証明相当で決定したいと思えます。

では、7番の審議に入りたいと思えます。地区担当者のご意見をお願いいたします。

推進委員 (比嘉光)	比嘉です。現地も行ったのですが、7番と8番、同一申請人ですので、一括してやりたいと思います。現地調査も行ったのですが、既に伐開はされているのですが、問題ないと思うので証明相当をお願いします。
議長	地区担当者のご意見は証明相当のご意見であります。ほかの委員からのご質疑がありましたら、お願いしたいと思います。
委員(8番)	前面道路は旧軍用道路と言われたもので、当時、私たちがいるときに、これは読谷村が買上げたんですよ。しかしだからといって、市町村道の認定が受けられているわけではないんです。ここら辺は次なる問題はあるにしても、農地法上の現場の状況からすると別に不相当でも私はいいいのではないかなと思います。次の形で考える問題があって、今我々の農地法上から見たらないと思います。
事務局	あくまでも農地性があるかないかの判断だけ求められておりますので。
議長	ほかにご質疑ありますか。なければ進行してよろしいですか。 (「進行」の声あり)
議長	質疑を打ち切りまして、採決に入ります。受付番号7番は証明相当で決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号7番については証明相当で決定しました。 次に受付番号8番の審議に入ります。8番についても証明相当で決定してよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、受付番号8番については証明相当で決定しまし

	た。なお、調査の整理については、会長に一任させていただきたい と思います。 次に日程 9．議案第19号 農用地利用集積計画（案）に係る意見 決定についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第19号 農用地利用集積計画（案）に係る意見決定について 説明
議長	ただいま事務局より説明がありましたけれども、農用地利用集積 計画（案）について、委員のほうからご意見、ご質疑等がありまし たら、お願いしたいと思います。なければ進行してよろしいです か。 （「はい」の声あり）
議長	それでは審議を打ち切りまして、採決に入ります。農用地利用集 積計画（案）については、原案どおり意見決定してよろしいでしょ うか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、議案第19号は原案どおり決定しました。 次に日程10．議案第20号 下限面積（別段の面積）の設定につい てを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第20号 下限面積（別段の面積）の設定について説明
議長	ただいま下限面積について、事務局より説明がありましたけれど も、委員のほうからのご質疑、ご意見がありましたら、お願いした いと思います。はい、どうぞ。
委員（6番）	20アールとは何坪ですか。
事務局	約600坪でございます。

委員（６番）	600坪、ジャストですか。例えば一つの畑300坪、２つ合わせて600坪、それで下限面積オーケーですか。605とか606ではないですか。
事務局	約3.3平米で割りますと606坪になります。今が907.5坪です。
委員（６番）	そこら辺は微妙な差額はいいんですか。
事務局	アールで計算させてください。
委員（６番）	以上です。
委員（８番）	これは喫緊のため、これまでも何度か議論されてきたというふうに聞いています。いろんな形で全国的な視点から見ると、農業者就労人口も大分減少しているというふうな中で、全国でもその下限面積を引き下げる。新たな新規参入できるような条件づくりというのが、全国的にも見受けられると思います。私も知花俊雄さんが、先輩にも聞いてみよう、ウンナゲー読谷村は30アールですずっときているんだが、なぜですか。前の高志保の何さんだったですかね、定年退職をして新たに農業、そういうふうな方々の意欲のある農家があるんだけど、下限面積がどうしてもアールが高いと、だから今の時代に沿った形からすると、これでまた新たに農業に関心のある方々の参入も増えてくるというふうな気持ちであります。私は賛成です。
委員（９番）	ちなみに40アールから30アールに下がったのは何年前ですか。
事務局	平成23年、約10年前ですね。
委員（９番）	いいスパンではないですか、10年たってまた10アール下げるとするのは。あとは3条資格をとった人を、ちゃんと売買した時に畑の確認とか。
委員（８番）	農地法が作られた法律という社会的背景は、ある程度農業者が変更か、右肩上がりですし少しずつ増えてくるという前提で作られている

	わけ。これだけ農業就労者人口が下がると誰も思っていないわけです。10アールでしょう。僻地なんかは。
事務局	中山間は極端に言えば1アールのところもあります。ここに住む条件で。限界集落で人がいなくなってくると。
委員（8番）	逆に空き家も提供します。それもだから下限面積も下げますと。ぜひ、こっちに来てくださいという地域活性化の一つの対策としてもとっていた。
事務局	そうです。
推進委員 （知花）	15にしないで、20にした理由は何ですか。
事務局	あまりハードルを下げ過ぎると、一気に半分にすると、今度は表現悪いんですけども、農用地外の農地で土地ころがしが頻繁に出てくる恐れもあるので、まずは15としてみて、それでも新規参入とか農地の流動化が進まないのであれば、あと5アール落とすかという議論はできると思いますけれども。
委員（8番）	前に先輩に聞いたときも、先輩たち30アール設定したときも、あの当時も10アールから30アールに落としたんだけど、先輩たちが農地が売買がいろいろされたりすると困るということで、なかなか知花俊雄さん年代からの上の、がんとして首を振らなかったということで、我々の時代にはできませんでしたということを書いてたんです。だから私は前からの話で、今は全国的なものを見ていても、やっぱり下限面積は少しして、新規参入者を増やすべきだと、政策的な。
議長	今審議中ですので、ちょっと休憩をはさんでいろんな意見を聞いて終了から決めたいと思うんですけども。今読谷は40アールは平成3年からですか。
事務局	平成23年です。

議長

休憩します。

— 休憩 —

議長

再開します。

それでは質疑を打ち切りまして、採決に入ります。議案第20号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第20号は原案どおり決定しました。

次に日程11. 承認第1号 事務局職員の任務を解くことについて(宇根 雄司)を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

承認第1号 事務局職員の任務を解くことの承認について説明

議長

今の事務局の説明でご意見がありましたら、お願いしたいと思います。

委員(6番)

これは承認しなかったらどうなるのですか。

事務局

もしかしたら職員が増えるかもしれないですね。次の局長と。それはないので、不承認にされると、いろいろ役場内がざわつきます。

推進委員
(知花)

本人が提案するからおかしいのではないかなと。そんな形式はないんですか。あなたは出て。

事務局

議事参与の制限ですね。

議長

休憩します。

— 休憩 —

議長	再開します。 それでは審議を打ち切りまして、採決に入ります。承認第1号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、承認第1号は原案どおり決定しました。 次に日程12. 承認第2号 事務局職員の任命について（新垣功）を審議をします。事務局より説明をお願いします。
事務局	承認第2号 事務局職員の任命について説明
議長	ただいま事務局より説明がありましたけれども、これに履歴書も付いております。この件について委員の皆さんからのご意見をお願いしたいと思います。
委員（8番）	以前の機構改革の資料は兼任とか、そういう話もあったけれども、今度は新たに事務方職員も実際の今の配置人数、定数ですか、増えた形になるんですか。
事務局	今回、新垣功は事務局長と新しくできる農地活用推進課というところの課長を兼務します。議案の承認第3号の中で、また職員、山内さんというのが今配置予定となっておりますので、職員数に関してはプラマイゼロということにはなります。
委員（8番）	機構改革で、新しく別の組織ができる。
事務局	今農業推進課というのを2つに分けて、ソフト部門、営農とか、地産地消とかという営農地産地消推進課というのを地域振興センター内にあるJAとの執務室があるんですけども、そこに職員が4人行きます。課長、係長と職員2人ですね。残った農業推進課は農地活用推進課として、新垣 功が課長と農業委員会の局長を兼務して、農地の流動化をしていくというのが、今回の機構の再編目的になっています。

議長	ほかにご意見ございませんか。なければ進行してよろしいですか。 (「はい」の声あり)
議長	審議を再開したいと思います。承認第2号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、承認第2号については原案どおり決定しました。 次に日程第13. 承認第3号 事務局職員の任命について審議とします。事務局より説明をお願いします。 承認第3号 事務局職員の任命について説明
議長	この質疑に対して、委員からのご質疑がありましたらお願いしたいと思います。
推進委員 (上地)	これは出身地は読谷村ですか。
事務局	失礼しました。出身地は現住所は嘉手納町になっていますが、宇座の出身です。
議長	審議を進行してよろしいですか。 (「はい」の声あり)
議長	承認第3号は原案どおり決定することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認め、承認第3号は原案どおり決定しました。

日程1から日程13まで終了しましたので、議決事項の議事整理についてお諮りします。決議した事項の字句の修正、整理については読谷村議会規則第30条の規定により、会長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会長に一任されました。

皆様のご協力の下、第7回総会を無事に終了しましたので、お礼を申し上げたいと思います。閉会して、事務連絡等については事務局にお願いしたいと思います。